

# 岐阜県高等学校文化連盟文芸部会規約

(名 称)

第1条 本会は、岐阜県高等学校文化連盟文芸部会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、専門部長が在任する学校に置く。

(目 的)

第3条 本会は、岐阜県内高等学校文芸部の育成・振興に努めるとともに、会員相互の連携・協力を図ることを目的とする。

(会員・組織)

第4条 本会は岐阜県内の高等学校文芸部を会員とし、4地区制をとる。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会・交流会・文芸コンクールなど会員の育成・交流に関する活動
- (2) 公益社団法人全国高等学校文化連盟文芸専門部および東海・近畿ブロックの文芸専門部との連携・協力
- (3) その他

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置き、(1)～(4)の役員の任期は原則1年とする。

- (1) 部 会 長 (1名) 本会を代表し、部会を統括するとともに、会議を招集する。部会加盟校の校長がこれにあたる。
- (2) 専門部長 (1名) 部会事業の企画・運営を行う。1～4地区の輪番制とする。前年度会計担当校が務める。
- (3) 会 計 (1名) 部会の経理事務を行う。1～4地区の輪番制とする。地区代表を兼ねる。翌年度は専門部長を務める。
- (4) 地区代表 (3名) 県顧問代表者会議を構成し、部会の企画・運営に協力するとともに専門部長の職務(主に交流会の事務)を補佐する。会計を担当しない地区は代表を1名出す。また、3名の中から岐阜県高等学校総合文化祭総合開会式の実行委員を選出する。実行委員は開会式会場の地区(もしくは近隣地区)校とする。
- (5) その他 公益社団法人全国高等学校文化連盟文芸専門部東海・近畿ブロック常任理事(1名)は、全国高等学校文化連盟文芸専門部の常任理事会等に出席し、ブロックの事業の企画・運営を行う。任期は2年とし、専門部長と兼務しない。愛知、三重、岐阜、静岡、滋賀、兵庫の順で務めることとなる。

(会 議)

第7条 部顧問会議は、部会長が招集し、毎年度初めと年度末の2回開催する。ただし、必要と認めたときは臨時に開催することができる。

第8条 県顧問代表者会議は、必要に応じて部会長が召集し、開催する。

(会 計)

第9条 本会の経費は、岐阜県高等学校文化連盟の経費によってまかなう。ただし、大会参加費、上部団体納入金は加盟校から徴収する。

(改 正)

第10条 本会則は、部顧問会議の議決をもって改正することができる。

〈付 則〉本規約は平成23年4月1日から実施する。

平成24年4月1日から第5、6、7条を一部改正して実施する。

平成25年4月1日から第6条(5)を一部改正して実施する。

平成26年4月1日から第6条(3)(4)、第8条を一部改正して実施する。

平成28年4月1日から第6条(5)を一部改正して実施する。